

対応

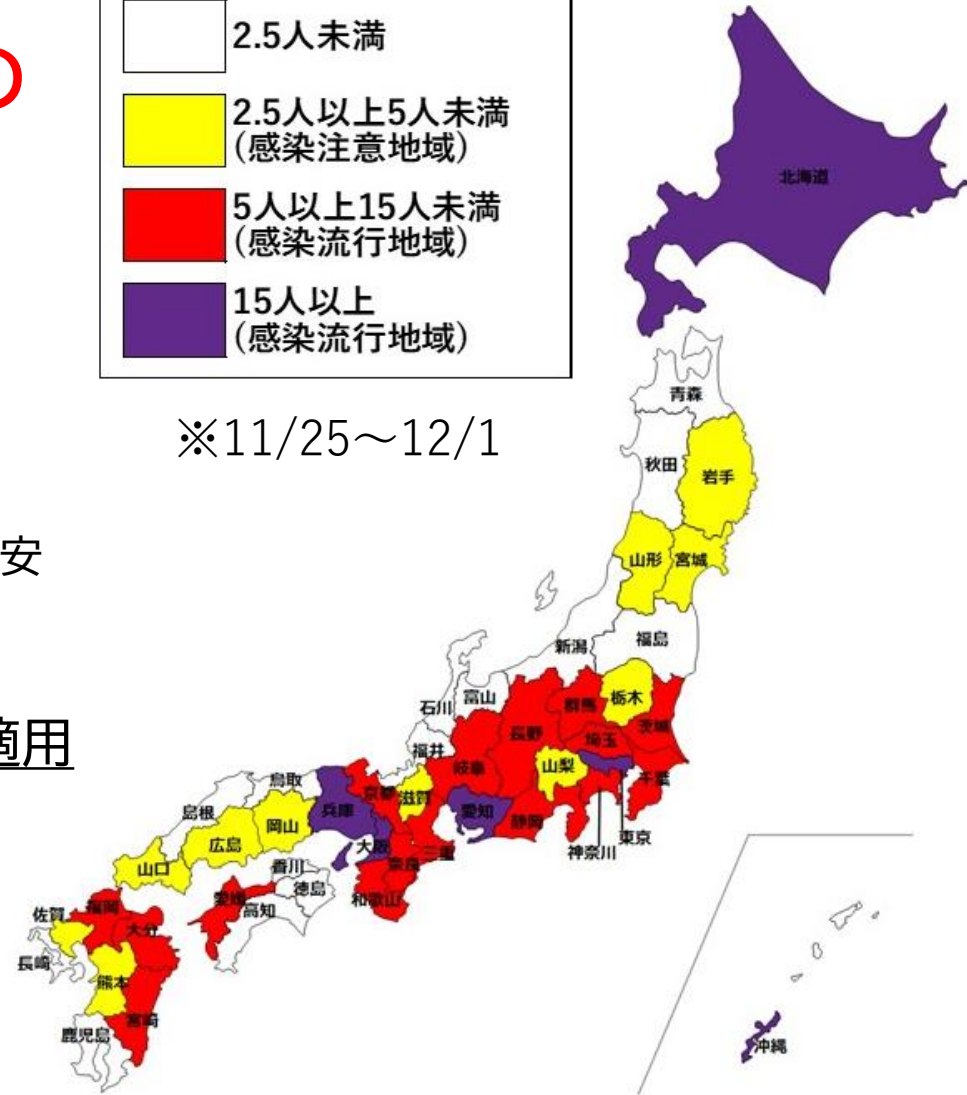
1 県民に対する要請

当面の間、次の都道府県※との
不要不急の往来の自粛

北海道、東京都、愛知県、
大阪府、兵庫県、沖縄県



※11/25～12/1



※直近1週間の人口10万人あたりの感染者数15人を目安

□周知期間を考慮し、令和2年12月7日から適用

2 オレンジ区域（感染警戒区域）の指定について

1 範囲

宮崎市

2 要請内容(宮崎市と協議)

① イベントにおける感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限

② 会食における『みやざきモデル』の強化

②-1 GoToEatキャンペーンでの人数制限(4人単位以下)

②-2 会食は2時間以内

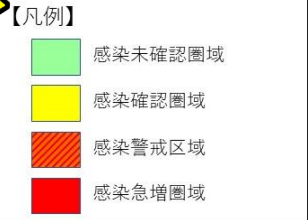
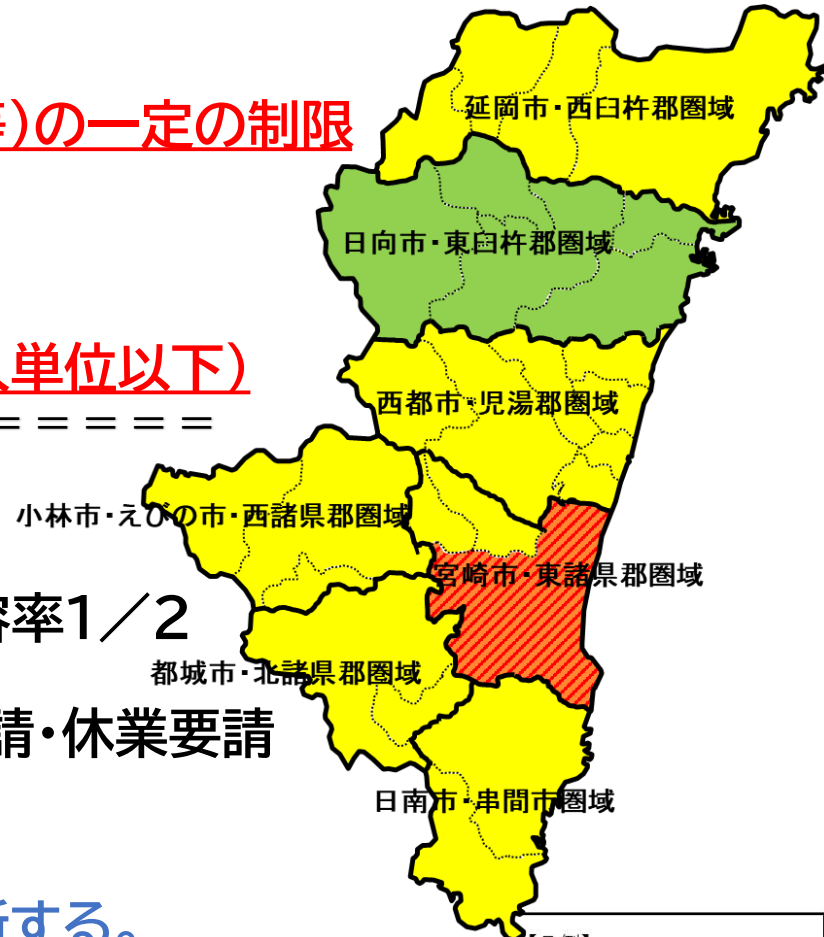
②-3 会食(GoToEat以外)は4人以下又は収容率1/2

③ 飲食店・接待を伴う飲食店への営業時間短縮要請・休業要請

※まずは①及び②-1で2週間程度取り組むが、
感染状況を見極めて②-2から③までの要請を判断する。

3 要請期間

令和2年12月7日から概ね2週間程度(※終期は、感染状況を見極めて判断)





実践しましょう！ 会食は「みやざきモデル」で

み っつの密を避けて

密集
密接
密閉

も りつけは小皿で一人ひとり

や めよう大声、大人数、長時間
静かなマスク会食を

で んわ連絡先をお店に告げて

ざ せきは間隔を空けて

ルール、ガイドライン遵守の
お店を利用しましょう。

～新型コロナウイルス感染防止対策～

「ガイドライン」
実践宣言の店

安心して
ご利用いただけるよう
努めています。

き れいに手指消毒

みやざきモデルで
会食を楽しみましょう！

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



宮崎県の対応方針（改訂）

令和2年12月2改訂
(下線部が主な改訂部分)

1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内の感染状況については、二次医療圏域*ごとに、新規感染者数などを目安として設定する3つの圏域区分への該当性を判断し、当該圏域における行動要請例を示す。特に、感染が急増する市町村単位などの区域において、いわばスポット的に、感染の主な要因である感染機会に繋がる場面に焦点を当てた措置を、一定期間、講じる。
- (3) 感染区分や国が示す指標等を目安として、県民の行動変容を促すため、警報を発令する。
- (4) 県民に対し、速やかに圏域区分毎の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐために、適宜周知広報を行う。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況と行動要請例


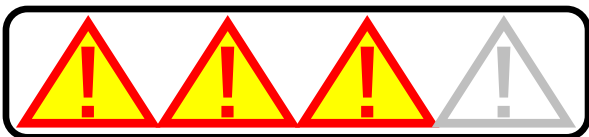



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○実施 (国事務連絡を準用)	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○状況に応じ、実施 (規模縮小を含む)	○ガイドライン遵守
黄	オレンジ 感染警戒区域(※1) ・新規感染者が急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染者集団（クラスター）の続発(※2)	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○イベントにおける感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（自粛、規模縮小を含む）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者が急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染者集団（クラスター）の続発	○原則、外出自粛	○原則、中止又は延期	○感染機会の制限

※1：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

※2：圏域単位で国基準ステージ3相当になった場合において、当該圏域内の感染が急増している市町村が目安

3. 警報

(1) 県内について

表示		発令目安	対応例
	レベル4 (緊急事態宣言)	・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断)	・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
	レベル3 (感染拡大緊急警報)	・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断)	・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、 赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
	レベル2 (特別警報)	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定)
	レベル1 (警報)	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	レベル0 (持続的な警戒)	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

※県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国指標ステージ3相当以前）。

(2) 県外について

①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請

②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請

※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

4. 持続的な警戒態勢

- ・ 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・ 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- ・ 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・ 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和2年10月14日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年12月2日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

県ホームページのイメージ

